

電子請求受付システム及びかながわ自立支援給付費等支払システムの 導入作業について

1. 同封物について

- ① 電子請求受付システム及びかながわ自立支援給付費等支払システムの導入作業について（本書）
- ② 証明書発行用パスワード
→かながわ自立支援給付費等支払システムの利用に必要な「電子証明書」の発行手続きに使用します。
- ③ かながわ自立支援給付費等支払システム ID・パスワード
→かながわ自立支援給付費等支払システムへのログインに使用します。
- ④ 電子請求登録結果に関するお知らせ（テスト ID/仮パスワード・証明書発行用パスワード）
→テスト ID（頭 TJ）は、「テスト送信」や、「テスト送信」の結果を確認する際に使用します。
テスト送信期間は、毎月 21 日～末日までとなっております。
なお、テスト ID は本番請求には利用できませんので、ご注意ください。
→証明書発行用パスワードは、電子請求受付システムの利用に必要な「電子証明書」の発行手続きに使用します。電子証明書の更新時（3 年毎）にも必要となりますので、厳重に保管をお願いいたします。
- ⑤ 電子請求登録結果に関するお知らせ（本番 ID/仮パスワード）
→本番 ID（頭 HJ）は、電子請求受付システムへのログインや、請求データの送信等に使用します。
- ⑥ かながわ自立支援給付費等支払システム簡易マニュアル
→かながわ自立支援給付費等支払システムを利用するにあたり必要となる作業や、請求方法等、ポイントをまとめた冊子です。

2. 各種マニュアル等の取得方法について

障害福祉サービス（国サービス）の請求にあたり準備が必要なシステムやツールは以下のとおりです。
本書の 2 ページ目以降を参照のうえ、各システムのマニュアルを取得してください。

- ① 電子請求受付システム（簡易入力システム／取込送信システム）
→電子請求受付システムは、障害福祉サービスの請求を行う際に必ず導入が必要です。
→簡易入力システムは、請求明細書情報等の作成から送信までを一連で行えるシステムです。
→取込送信システムは、請求明細書情報等の送信だけを行うシステムです。
別の請求作成ソフトをご利用の場合は、こちらを選択します。
- ② かながわ自立支援給付費等支払システム
→各自治体で実施している「県・市町村単独事業」に係る請求を行う際に使用します。
該当の請求が無い場合には導入不要です。
- ③ 請求情報作成ツール
→「県・市町村単独事業」に係る請求明細書情報を作成するために使用します。
該当の請求が無い場合には導入不要です。

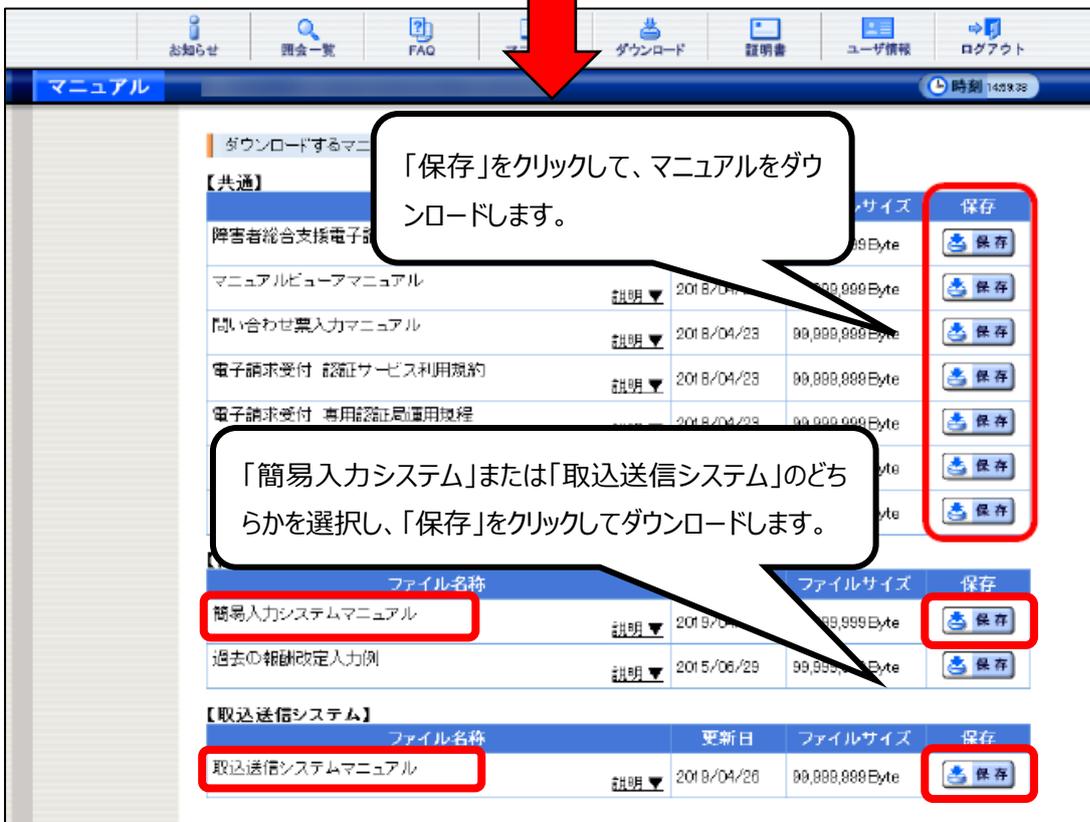
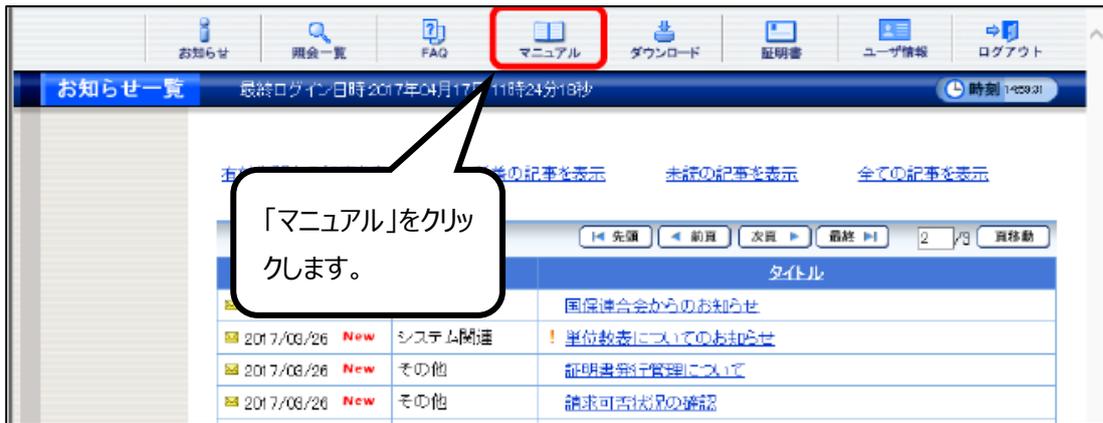
I. 電子請求受付システム／簡易入力、取込送信システムのマニュアル等について

- ① 電子請求受付システム（<https://www.e-seikyuu.jp/>）へアクセスし、同封の「電子請求登録結果に関するお知らせ（本番ID/仮パスワード）」を基に、ログインします。

なお、初回ログイン時には、仮パスワードから任意のパスワードに変更を求められます。毎月の請求に使用する重要な情報となりますので、厳重に管理をお願いします。



- ② ログイン後、「マニュアル」のページから、「電子請求受付システム」、「簡易入力システム」、「取込送信システム」に関する各種マニュアルをダウンロードします。



- ③ 「簡易入力システム」または「取込送信システム」は、「ダウンロード」のページから、ダウンロードを行います。

「ダウンロード」ボタンをクリックします。

更新日付	カテゴリー	内容
2017/06/26	New	その他
2017/06/26	New	システム関連 ! 単位数表についてのお知らせ
2017/06/26	New	その他 証明書発行管理について
2017/06/26	New	その他 請求可否が別の確認
2017/06/26	New	システム関連 証明書発行申請時の注意
2017/06/26	New	システム関連 ! 電子請求受付システム機能追加のお知らせ
2017/06/25	New	参考資料 地域区分に関する問い合わせ事例集
2017/06/25	参考資料	電子請求受付システムマニュアルリリースのお知らせ
2017/06/25	ReNew	参考資料 ! 電子証明書の有効期限切れに伴う更新申請について
2017/06/20	スケジュール	! ヘルプデスク4月請求説明におけるお問い合わせ時間のお知らせ

重要なお知らせ
メールアドレスが登録されていません。
メールアドレスを登録すると、電子請求受付システムからお知らせ通知等のメールが届きます。
ご希望の場合、ユーザー情報変更画面からメールアドレスを登録してください。



ダウンロードするファイルの【保存】ボタンを押してください。

ファイル名称	バージョン	更新日時	ファイルサイズ	保存
電子請求受付システム サポートソフトウェア	-	2017/04/17 00:00	3,977,152Byte	保存
取込送信システム Ver...	-	2017/04/17 00:00	6,733,824Byte	保存
【障害福祉サービス】				
ファイル名称	バージョン	更新日時	ファイルサイズ	保存
簡易入力システム(障害福祉サービス) Ver...	S001	2017/04/17 00:00	15,419,000Byte	保存

「保存」をクリックして、「簡易入力システム」または「取込送信システム」をダウンロードします。

※簡易入力システムは「障害福祉サービス」用と、「障害児支援」用があります。

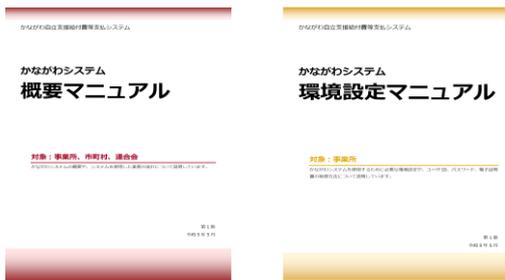
ログイン ID に準じて、該当サービスの情報が表示されます。

II. かながわ自立支援給付費等支払システム／請求情報作成ツールのマニュアル等について

※**かながわ自立支援給付費等支払システムを用いた請求を行わない場合は、取得不要です。**

- ① 神奈川県国民健康保険団体連合会ホームページの「障害福祉サービス事業者のみなさまへ」(<https://www.kanagawa-kokuho.or.jp/sienjigyo/index.html>) から、「かながわ自立支援給付費等支払システム」を選択し、掲載されているリンクから、以下のマニュアルを取得します。

- かながわシステム概要マニュアル
- かながわシステム環境設定マニュアル



- ② ①で取得した「かながわシステム環境設定マニュアル」に従い必要な設定を行っていただいた後、かながわ自立支援給付費等支払システムへログインし、その他のマニュアルを取得します。

(環境設定を行い、電子証明書を PC に導入した状態でないと、ログイン画面にアクセスができませんのでご注意ください。)

- ③ ブラウザ (Microsoft Edge) を起動し、アドレス欄にかながわ自立支援給付費等支払システムの URL を入力後、Enter キーを押します。証明書の選択画面が表示されたら、事業所番号を選択し、OK を押します。

■ URL

<https://www.independence-support-kanagawa.jp/kkgswebapjg>



- ④ ログイン画面が表示されたら、ユーザ ID とパスワードを入力し、「ログイン」をクリックします。



⑤ ログイン後、右上「マニュアル等ダウンロード」のページから、以下のマニュアルとツールをダウンロードします。

- かながわシステム操作マニュアル
- 請求情報作成ツール操作マニュアル
- 請求情報作成ツール操作マニュアル補足版
- 請求情報作成ツール（32bit 版 または 64bit 版）



3. 各システムの利用準備とお問い合わせ先について

各マニュアルを参考に、システム利用のための準備を行います。

システム利用に必要な作業は、主に以下のとおりです。

手順等でご不明な点がございましたら、以下のお問い合わせ先へご相談ください。

項番	作業内容	お問い合わせ先
①	電子請求受付システム 電子証明書の取得・インストール作業	障害者総合支援電子請求ヘルプデスク ※連絡先は各マニュアルをご参照ください。
②	簡易入力システムまたは取込送信システムの導入作業	
③	かながわ自立支援給付費等支払システム 電子証明書の取得・インストール作業 ※	神奈川県国民健康保険団体連合会 障害者支援係 電話番号：045-329-3416
④	請求情報作成ツールの導入作業（インストール作業） ※	
⑤	請求情報作成ツールへの入力作業（各マスタの整備） ※	

※③～⑤は、かながわシステムを利用しない場合、作業不要です。

※代理人での請求をご希望の事業所様へ※

電子請求受付システムで障害福祉サービスの請求を行う事業所が複数あり、新たに代理人としての請求を希望される場合は、代理人申請が必要になります。

<お問い合わせ窓口>

神奈川県国民健康保険団体連合会 障害者支援係

電話番号：045-329-3416

お問い合わせ対応時間：8:30～17:15（土日祝日、年末年始を除く）